

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー

理念

私達は、幼児からシニアまで 4 世代にまたがるメンバーでゴスペルを軸に活動しています。メンバーは楽しみながら本気で活動に向き合い、互いに支え刺激し合うことで、サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニーは生き甲斐と自分の存在意義を感じる場となっています。

コロナ禍で人との接触が大幅に制限され、歌いたいときに歌えず、仲間ともマスクを介さないと会えない 3 年間を経験しました。結成当初からのモットー「同じ釜の飯を食う仲間関係の大切さ」を実感した経験でした。そして、仲間と腹を割ってつきあい、自分ともしっかり向き合う活動姿勢が私達の『うたちから』を培う根底にあります。

自分を見守ってくれる人々、地域社会に改めて感謝し、どんな環境でも雑草のような粘り強さで前進するゴスペル集団。それが、私達『サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー』が目指すところです。

『うたちから』を培うサンクス 10 箇条

①常に自分に小さな課題を

②ゴールはない、全てが次のステップへの過程

③継続できることは、才能の一つ

④向き合うべきライバルは自分

⑤仲間は刺激をもらえる大切な友

⑥自分から寄り沿い One Voice

⑦見えないことを見る意識

⑧健康な心と体は歌い手にとって商売道具

⑨信じて向き合ってこそその先生・仲間

⑩まわりに感謝し、ありがとうを言葉で

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー(以後、サンクス)規約

第1章 活動目標

- 第1条 クワイヤー単独では実現が難しい音楽活動や交流活動を、ファミリークワイヤーが力を結集することによって実現可能にする。
- 第2条 ファミリークワイヤー間での交流や助け合いの中で得た刺激を、所属クワイヤーに持ちかえり活動に活かす。
- 第3条 サンクスの活動を通して得られる素晴らしい音楽経験や人のつながりに感謝し、ゴスペルで社会に貢献できる活動を図る。
- 第4条 所属メンバーが持つやる気や、様々な才能を活かす機会をサンクスで提供し、個人と団体いずれもが活かし合える場になるよう目指す。
- 第5条 冒頭の「サンクス・エイジング」の理念の実現のため、ファミリークワイヤーの力を結集して様々な独自企画にチャレンジし、所属メンバーはもちろんのこと、世間の人々にも勇気と活力を与える活動を続けていく。

第2章 活動内容

- 第6条 独自企画イベント・ステージの企画・運営
- 第7条 合同レッスンの企画・運営(オンラインレッスンを含む)
- 第8条 特別ワークショップの企画・運営
- 第9条 加盟クワイヤーの運営サポート・ヘルプ
- 第10条 各種対外イベント(ボランティアイベント訪問を含む)への出演
- 第11条 常任理事会の開催(2ヶ月に1回程度)
- 第12条 理事総会の開催(毎年4月)

第3章 会員

- 第13条 サンクスへの入会はクワイヤー単位とし、個人別の会員登録は行わない。サンクスの加盟クワイヤーのメンバーは自動的にサンクス会員となる。尚、所属クワイヤーの入会申込書の提出およびサンクス年会費の支払いをもって入会を受理する。
- 第14条 サンクス加盟クワイヤーを退会・休会した場合、そのメンバーはサンクス会員資格を喪失する。ただし、休会中でもサンクス年会費を支払っている会員については、代表と常任理事の承認をもって、支払い年度内のイベントの参加資格を有するものとする。
- 第15条 サンクスあるいはクワイヤー活動を日常的にサポートする奏者や技術者などはサンクスの会員資格を有する。
- 第16条 会員の入退会に関してサンクスはとくに条件を定めない。ただし、サンクスの活動に著しく損害を与える可能性がある場合、入退会を管理する権限を有す。

第4章 役員

- 第17条 サンクスは次の役員をおく。
 - 1) 代表 1人
 - 2) 代表代理 1人

- 3) 常任理事 5人
各クワイラーから1人(状況によって2人)
- 4) 理事 5人(加盟クワイラー数と同数)

第18条 代表はJUNKOとし、サンクスを代表し、その活動を総理する。

第19条 代表代理はJUNKOが任命し、JUNKO不在時にその役割を代行する。

第20条 常任理事は、代表の指名を受け、理事総会の承認を持って任命される。

第21条 理事は加盟クワイラーから各1名、クワイラーの代表を理事とする。

第22条 常任理事5人で常任理事会を構成し、サンクス・エイジングの理念に基づいた企画を立案する機能を有する。

第23条 代表は、常任理事会で立案された企画を精査し、助言を与え、協議しつつ活動方針を決定する。

第24条 常任理事会で企画され、代表により決定された活動方針は、隨時召集されるイベント実行委員会が具体的な運営の役割を担う。

第25条 会計担当は日常的には代表の報酬交渉や日程調整を含めた対外交渉と会の円滑な運営をサポートする。

第26条 監事は、会の財産状況、理事の業務内容を監査し、会の健全なる運営をサポートする。

第27条 常任理事の任期は3年とする。再任は妨げない。尚、事情により任期まで継続できない場合は、代表の承認を得ることで途中退任することが出来る。

第5章 常任理事会、理事総会

第28条 常任理事会は隨時開催とする。

第29条 理事総会は代表、常任理事、理事によって構成され、原則毎年1回、4月に開催する。

第30条 理事総会の主な機能は、組織改編、規約変更、予算、人事などについて協議し、承認を与えることとする。

第6章 イベント実行委員会

第31条 イベント実行委員会はイベントごとに招集される。サンクス全会員の中より代表と常任理事で相談の上で人選し、該当会員が属するクワイラーの了解をもって正式決定されたイベント実行委員により構成される。

第32条 イベント実行委員の中より、チーフ、サブチーフを代表及び常任理事が任命し、チーフを中心にイベントに向けて運営を進めていく。理事はイベント実行委員会の決定事項を自らが所属するクワイラーで、会員の協力を集めながら実行委員と共にサポートする役割を担う。代表と常任理事はオブザーバーとしてイベント実行委員会に対し助言を行う。

第7章 肖像等

第33条 宣伝広報活動のため、ステージ・レッスン・イベント活動の写真や動画を、サンクスホームページ、講師ブログ、メンバーブログ、サンクスFacebook、Youtube、Instagram等のSNS媒体、フライヤー等に掲載する事がある。

支障のあるメンバーは、イベント開催前に常任理事までその旨を連絡すること。

また個人利用の SNS にサンクス活動写真を掲載する場合は、フルネーム等の個人を特定できる情報や、メンバー同伴の子供のアップ写真は避ける。尚、昨今の社会的な SNS 活用状況から、観覧者のスマホ撮影・SNS アップは規制できないため、撮影されて困るメンバーはマスクやサングラス着用・後方の立ち位置を希望する等、出来る範囲の自己防衛で対応すること。

第 8 章 カラオケについて

第 34 条 カラオケ伴奏音源は講師私財につき、データのコピーは厳禁とする。自主練習用に貸与しているカラオケ音源はクワイヤー代表者が責任をもって管理し、貸与目的以外(通常の自主練習以外)の使用を希望する場合は、必ず講師の許可を得ること。

第 9 章 レッスン録画・録音について

第 35 条 オンラインレッスン録画は現会員のみが閲覧できるものとし、無断で第三者への提供や退会後の閲覧は禁止する。また、個人でのリアルレッスンの録画は基本的に不可とし(録音は可)、録画が必要な場合は事前に講師の許可を得ること。尚、スキルアップのために、録音したものを所属メンバーと共有したり、オンラインレッスンのアーカイブを過去にさかのぼり閲覧することは可とする。

第 10 章 伝達手段について

第 36 条 会員への伝達手段は公式ラインを活用して行う。ライン活用にあたっては、別途運用ルールを設け、それに従った活用を行う。

第 11 章 弔事規定

第 37 条 会員が死亡した場合には、香典 5,000 円を供える。

第 12 章 禁止事項

第 38 条 サンクスの活動や人脈を利用した商業活動及び宗教的・政治的勧誘活動は禁止する。

第 39 条 サンクス代表に許可なく、サンクスの人脈を利用した各種勧誘活動(営利・非営利を問わず)やグループ・団体をつくる行為を禁止する。LINE や SNS 等の伝達手段を利用した場合も同様とする。

第 40 条 サンクスに所属するメンバーネーム簿(クワイヤーネーム簿を含む)の転売や漏出、本活動に関係ないところでの使用を禁止する。

第 41 条 サンクスをサポートしてくださる技術者(バンド・音響・照明・カメラ・ビデオ等)への個人的な連絡・依頼(本活動に関係がなく、サンクス代表の承諾を得てないもの)を禁止する。

第 42 条 禁止事項を遵守できず、サンクス代表の指示にも従わない場合、代表権限によりサンクスと所属クワイヤー両方の会員資格を失う。

第 13 章 活動運営費

第 43 条 サンクス会員は活動運営費(以下費用という)として、一人当たり年間会費 2,500 円を納入する。

尚、キッズ部門(サンクスピレポレクワイヤー)に関しては、活動が不定期で

メンバーが母同伴からのスタートなため、活動中も年会費は基本無料とする。
また、イベント参加の費用は随時常任理事会もしくは実行委員会で検討して決定する。

第 44 条 サンクス会員は年間会費を毎年 4 月に各クワイラーの会計担当者に支払う。
会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、途中退会の際に払い戻しは行われない。
途中入会の特別処置として年明け 1~3 月の入会には 500 円を支払うものとする。
休会者の途中復帰に関しても同等とする。

第 45 条 会場下見、施設抽選、打合せ等サンクスのイベント準備に伴う交通費や郵送代、印刷費等の必要経費は会費より全額支給されるものとする。経費は適切な対象に行われるものとし、常任理事会で承認を得たものに行う。

第 46 条 費用の収支については会計担当がとりまとめ、監事が監査をした上で理事総会にて監事が報告しなければならない。

第 14 章 本部事務所と活動拠点

第 47 条 サンクスの本部事務所を「大阪府吹田市」におく。

第 48 条 サンクスの活動拠点は随時各加盟クワイラーにおいて確保するものとする

第 15 章 付則

第 49 条 本規約は 2012 年 4 月 1 日をもって発効する。

第 50 条 サンクスは 2011 年 3 月 13 日に設立したものとする。

第 51 条 本規約は 2025 年 4 月 13 日に改定されたものである。

以上